

第1章 改定に係る概要

1 田辺市都市計画マスタープランの改定に際して

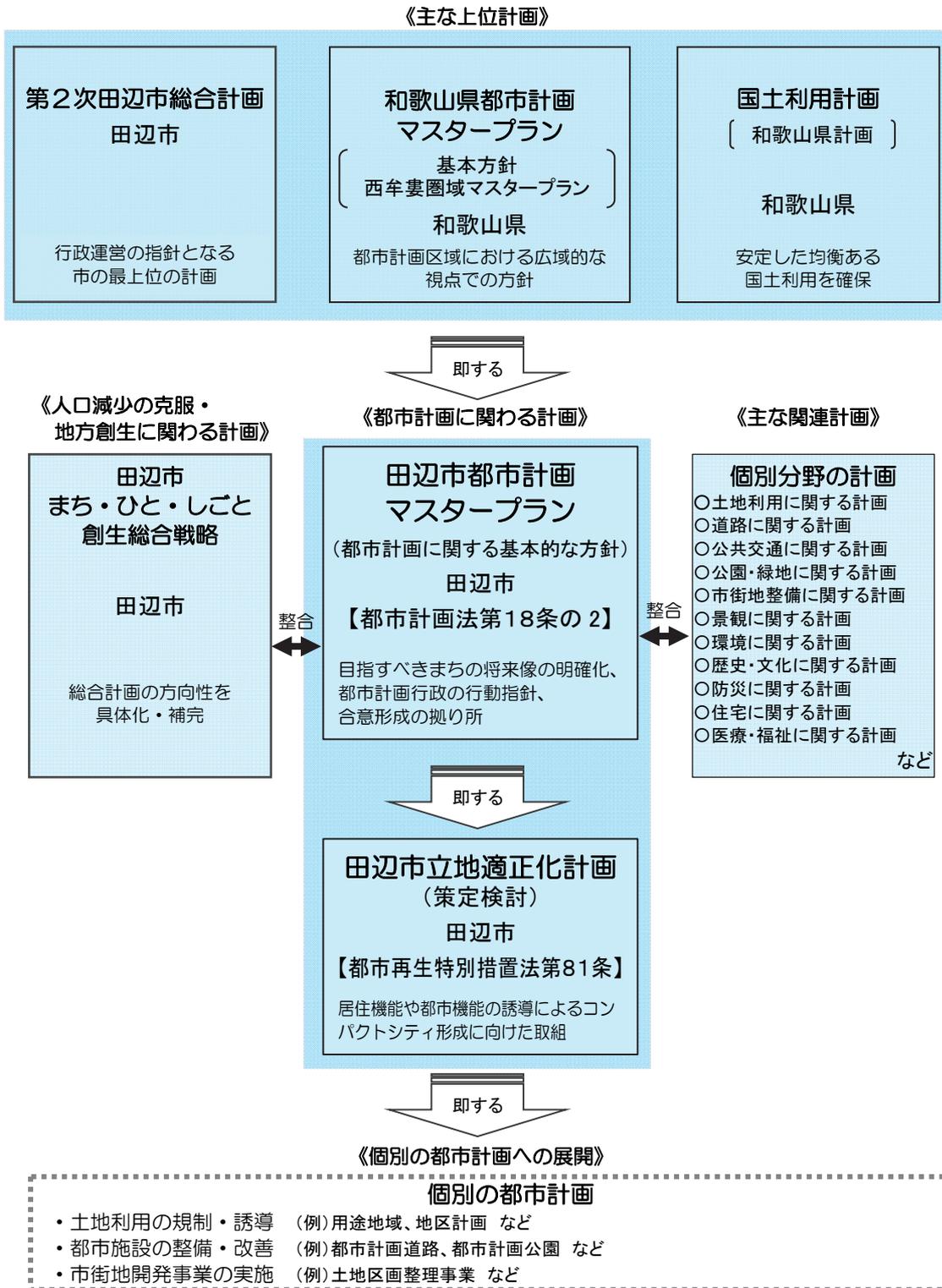
(1) 目的と役割

都市計画は、都市計画法のもと土地の合理的な利用のため、土地利用の規制、道路や公園などの都市施設および市街地の整備、緑地や自然環境などの保全を行い、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動の確保を目指しています。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、目指すべきまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたものです。この方針に沿って各種都市計画の決定や変更などを行うことから、今後のまちづくりを見極めながら策定することが重要です。都市計画マスタープランは、個別の都市計画の詳細な内容を定めるものではありませんが、他分野の計画などとの連携を図りながら、都市計画を展開する指針となるものです。

田辺市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、本市が定める最上位計画である「第2次田辺市総合計画」ならびに、和歌山県が定める「和歌山県都市計画マスタープラン」「国土利用計画」などの上位計画に即しつつ、社会情勢の変化なども考慮し、アンケート調査やパブリックコメントを通じて市民の意見を反映して策定します。

【計画の位置づけ】



※上に示す体系は本計画策定時点のものであり、法や制度改正などにより変更を行います。

(2) 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後のまちの将来を見据えながら、道路、公園や市街地の具体的なまちづくりの方針等については概ね10年後の整備目標を示すものとします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画などの上位計画の見直しに応じて、適切な時期に、計画内容を変更するなど都市計画マスタープランの見直しを行います。

(3) 対象区域

対象区域は、市全体を視野に入れつつ、都市計画区域及び準都市計画区域（※）とその周辺を対象とします。

<都市計画区域とは...>

都市計画区域は、都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域であり、自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。

具体的には、都市計画区域内では、宅地造成などの開発行為や建築行為に対して一定のルールを課すことにより、秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、道路、公園などの都市施設を計画的に整備することによって、都市が備えるべき、安全性、快適性及び利便性を確保することを目指することになります。

なお、都市施設の整備などの都市計画事業を実施するために要する費用に充てる市税として都市計画税があり、目的税として課税のあり方の観点から検討を進めていきます。

<準都市計画区域とは...>

準都市計画区域は、積極的な整備または開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用を整序し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発および保全に支障が生じるおそれがある区域について指定します。

開発的なことを行う都市計画制度を活用することはできませんが、都市としての環境を保全するため、都市計画区域に準じた土地利用のルールが発生します。

(4) 計画の構成

都市計画マスタープランは、『全体構想』と『地域別構想』を中心に構成します。

『全体構想』では、都市計画区域及び準都市計画区域とその周辺を対象としたまちの将来像とその実現のためのまちづくりの方針を、『地域別構想』では、田辺都市計画区域と準都市計画区域を6つの地域に分け、その地域毎に、より具体的なまちづくりの方策などをまとめるものとします。

| | | | |
|----------------------------|---------------|---------------|--|
| ○全体構想 | まちの将来像 | まちづくりの基本理念と目標 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本理念は、課題を踏まえた、田辺市の将来のまちづくりの基本的な考え方を定めます。 まちづくりの目標は、多くの市民が共感できる、協働のまちづくりに向けてのスローガン（標語）として定めます。 |
| | | 将来の都市構造 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本理念と目標を踏まえ、その実現に向けた都市の骨格を、人やモノが集まる「拠点（核）」とそれを繋ぐ「軸」、土地利用の広がりを示した「ゾーン」で表現します。 |
| | まちづくりの方針（分野別） | | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本理念と目標、将来の都市構造の実現に向けた都市計画での取組方針を示します。 |
| ○地域別構想 地域毎のまちづくりのテーマや方針 | | | <ul style="list-style-type: none"> 全体構想を踏まえつつ、地域の個性を活かしたまちづくりのテーマや方針を地域毎に示します。 |
| ○実現化方策 | | | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの実現に向け、市民、事業者、行政の各々の役割や市民を主体とした継続的なまちづくり活動の方策を明確にします。 |

2 田辺市都市計画マスタープランの改定の背景

田辺市では平成22年3月に「地域資源が輝き、心の豊かさを実感できる 交流拠点都市 田辺」を目標に、「田辺市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。この都市計画マスタープランでは、豊かな自然環境と歴史を活用した交流人口の増大や産業の活性化、機能的で暮らしやすいまちづくりを推進するため、土地利用方針や道路・公園などの都市施設整備方針などを示し、まちの将来像とその実現化の方策を定めました。

策定から概ね10年が経過し、「都市施設整備の進捗」「少子高齢社会の進行」「防災・減災への意識の向上」など田辺市を取り巻く環境は変化し続けており、これらの変化に対応すべく、今回「田辺市都市計画マスタープラン」を改定するものです。

(1) 上位・関連計画

1) 第2次田辺市総合計画（平成29年7月策定）

第2次田辺市総合計画は、第1次田辺市総合計画（平成19年3月策定）を踏まえながら、交流人口の増大、地域経済の活性化、南海トラフ地震等をはじめとした災害対応など、田辺市の取り巻く状況の変化に対応するために、都市計画に関連する事項も含め、主に以下のことを位置づけています。

<基本理念> 「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

<まちの将来像> 「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」

<重点プロジェクト>

◆人材育成プロジェクト

「未来へつながる持続可能なまちづくり」を担う人材の育成を図ります。

◆価値向上プロジェクト

世界にも視野を広げ、これまでに築き上げてきた地域の価値を更に高めます。

◆発信・交流プロジェクト

本市の魅力を発信することで世界から人を引き付け、そして、交流を推進します。

◆強靱化プロジェクト

市民・地域・行政がそれぞれの防災意識を高め、連携を図りながら、南海トラフ地震をはじめとする自然災害に備えます。

◆暮らし充実プロジェクト

まちづくりの基礎・基盤となる取組として、未来へつながる持続可能なまちづくりを支えます。



2) 和歌山県都市計画マスタープラン（平成27年5月策定）

和歌山県都市計画マスタープランは、和歌山県の都市計画の基本方針と圏域別都市計画区域マスタープランの2種類で構成されています。そして、西牟婁圏域（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）における圏域別都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）では、主に以下のことを位置づけています。

<西牟婁圏域における都市づくりの基本理念>

◆集約拠点ネットワーク型のまちづくり

圏域の拠点として魅力と多様な機能を併せ持つ「田辺」の市街地中心部の再生／誰もが暮らしやすく、快適にすごせる美しい市街地の再生／都市構造の転換による低炭素都市づくり／自然、歴史文化などの地域個性あふれる都市づくり／経済・財政規模に応じた、まとまりある良質で住みやすい都市づくり／市街地外縁部等の無秩序な開発の抑制によるまちなか居住の推進

◆交流による活力あるまちづくり

温泉・まち・農・海・川・山を活かし、価値を創造発信するまちづくり／交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり／和歌山県の観光交流の拠点である「白浜」の市街地の再生／多様な地域を結び、魅力を高めるネットワークづくり

◆安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり

地震や津波等に強いまちづくり／代替性・多重性のある交通体系づくり／避難・救援の都市システムづくり／医療・福祉機能が充実した都市づくり

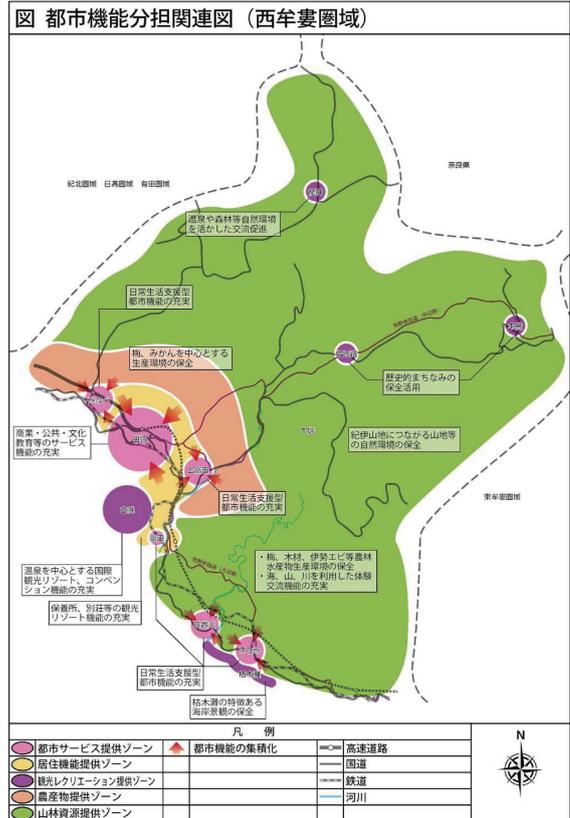
◆環境共生のまちづくり

都市・市街地を取り巻く自然環境の保全／自然を活かす快適な都市環境づくり／循環型社会を支える都市づくり／良好な景観形成を通じた地域資源を守り活かす都市づくり

◆ひと・コミュニティを育むまちづくり

まちづくりを支える人を育てる／まちづくりに取り組む組織の活動を支援する／まちづくりの交流の輪を広げる／誰もが安心して生活できる都市空間づくり

図 都市機能分担関連図（西牟婁圏域）



<田辺市における都市計画の具体的な方針>

- ◆都市計画区域の拡大、縮小
- ◆準都市計画区域の指定
- ◆市街化区域と市街化調整区域の区分は行わない（現状維持）
- ◆用途地域の検討
- ◆特定用途制限地域の指定を促す

3) 国土利用計画（和歌山県計画）（平成21年3月策定）

＜県土利用の基本方針＞

- ◆土地の有効利用 適切な土地利用転換
- ◆自然的土地利用転換の抑制
- ◆安全で安心できる県土地利用
- ◆循環と共生を重視した県土地利用
- ◆美しくゆとりある県土地利用
- ◆地域の実情に即した取組の推進

＜地域類型別の基本方向＞

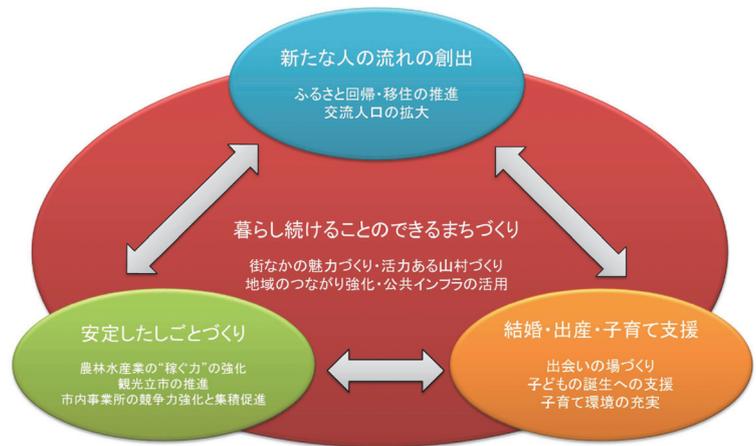
- | | | |
|--------|---|--|
| 都 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ◆コンパクトなまちづくり ◆災害に強い都市構造の形成 ◆美しくゆとりある環境の形成 |
| 農山漁村 | | <ul style="list-style-type: none"> ◆地域の特性を踏まえた生活環境の整備 ◆無秩序な転用を抑制し、実情に即した計画的土地利用 |
| 自然維持地域 | | <ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境を保全すべき地域は、適正に保全 ◆適正な管理の下で、自然体験学習の場として利用 ◆都市と農山漁村との適切な関係構築 |

4) 田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月策定、平成29年3月改定）

まち・ひと・しごと創生は、わが国の人口減少克服と地方創生を併せて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すものです。

＜地方創生のコンセプト＞

- ◆国の総合戦略と同様に「人の流れ」「しごとづくり」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」の4つの政策分野を実施
- ◆本市の地方創生の推進に当たっては、『出身者が戻ってくる』『新たな人が移り住んでくる』という“人の流れ”をつくるのが最も重要なテーマと認識
- ◆「安定したしごと」や「結婚・出産・子育て」の取組とも連携を図りながら、新たな人の流れを創出するとともに、それらの取組を支える「暮らし続けることのできるまちづくり」についても着実に推進



＜田辺市における基本目標と具体的な施策＞

- ◆「新たな人の流れの創出」
ふるさと回帰・多様な移住の推進／多様な交流人口の拡大
- ◆「安定したしごとづくり」
農林水産業の“稼ぐ力”の強化／「観光立市」の推進／市内事業所の競争力強化と集積促進
- ◆「結婚・出産・子育て支援」
出会いの場づくり／子どもの誕生への支援／「0歳児から就学前」までの子育て環境の充実／「小学生から高校生」までの子育て環境の充実
- ◆「暮らし続けることのできるまちづくり」
街なかの魅力づくりの推進／活力ある山村づくりの推進／地域のつながり強化／公共インフラの効果的な活用

(2) まちづくりの沿革

わが国では、社会経済情勢などの変化に対応するため、情勢に応じてまちづくりの基本となる都市計画法などの法改正が行われてきました。

田辺市では、昭和44年の用途地域の指定から、法改正や土地利用動向に伴う変更を行いながら土地利用規制を実施し、道路や公園などの都市施設の整備、中心市街地を中心として市街地開発事業などを実施してきました。また、平成22年以降は、各事業を田辺市都市計画マスタープランに位置づけ、都市計画の総合性・一体性を確保しながら、まちづくりを進めてきました。

【まちづくりの沿革】

| 年度 | 都市計画に関わる主な法改正 | 田辺市での主な経過 |
|---------------|--|---|
| 2002 (H14) | 都市計画法改正 ・都市計画法の提案制度の創出 | 熊野古道などの世界遺産登録 (H16) ・「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録 【和歌山県都市計画区域マスタープランの策定 (H16)】 ・県が広域的な観点から都市計画の基本方針を策定 コンパクトなまちづくりを明記 市町村合併 (5市町村) (H17) ・近畿で最も広大な市域を有する田辺市の誕生 近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジの開通 (H19) ・広域交通網が飛躍的に向上 【和歌山県景観条例制定 (H20)】 ・県が地域の個性ある和歌山県らしい景観をつくり保全していくための条例を策定 田辺市中心市街地活性化基本計画の認定 (H21) ・活性化の基本を「人の確保」として、交流人口と定住人口の増大のための取組を計画 【田辺市都市計画マスタープランの策定 (H22)】 ・都市計画行政の行動指針としての役割を有する計画 |
| 2006 (H18) | 都市計画法及び建築基準法の改正 ・大規模集客施設の無秩序な立地抑制 ・広域調整の仕組みの創設 など 中心市街地活性化法の改正 ・国による「選択と集中」の仕組みの導入 ・活性化基本計画の認定制度化 ・活性化協議会の法定化 | 海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業の完了 (H22) ・中心市街地を東西に横断する幹線道路とその沿道地を整備 田辺市文化交流センターの整備 (H23) ・「たなべる」の愛称を持つ、図書館、歴史民俗資料館及び市民広場を併せ持つ機能を有する施設を整備 JR紀伊田辺駅前広場等を整備 (H25) ・駅前広場内の自動車動線の整理等とともに、田辺市観光センターを整備 |
| 2011 (H23) | 地方分権に係る一括法 (第1次) による都市計画法の改正 ・国や都道府県の関与の縮小 (協議又は同意の廃止) 地方分権に係る一括法 (第2次) による都市計画法の改正 ・地域地区や都市施設に係る都市決定が基礎自治体へ権限移譲 | 国道42号田辺西バイパスの開通 (H26) ・国道42号の交通安全性の向上、交通混雑緩和の目的として整備 紀の国わかやま国体の開催 (H27) ・「田辺スポーツパーク」を整備し、サッカー、軟式野球、ボクシングの会場として利用 近畿自動車道紀勢線 [田辺～白浜] の開通 (H27) ・広域交通網の充実のほか、観光振興、災害時の対応力 (緊急車両の通行) の向上 |
| 2014 (H26) | 都市再生特別措置法等の改正 ・「立地適正化計画制度 (都市機能誘導区域、居住誘導区域)」の創設 ・「特定用途誘導地区」の創設 まち・ひと・しごと創生法の制定 ・「しごと」「ひと」の好循環、それを支える「まち」の活性化による地方創生の取組促進 | 闘雞神社等が世界遺産に追加登録 (H28) ・闘雞神社 (熊野参詣道大辺路) 等が、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に追加登録 景観行政団体に移行 (H29) ・「田辺市景観条例」を施行。市内全域を景観計画区域に設定。熊野参詣道 (中辺路) 周辺地域である中辺路地域全域と本宮地域全域を、特定景観形成地域に指定 「景観まちづくり刷新モデル地区」に選定 (H29) ・国の「景観まちづくり刷新支援事業」を活用し、紀伊田辺駅舎の修景、商店街のアーケード撤去、建造物の外観修景等の一体的な整備の実施 |
| 2015 (H27) | 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定 ・防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう空家等の管理・活用 都市農業振興基本法の制定 ・都市農業の安定的な継続、多様な機能の発揮を通じた良好な都市環境の形成 | |
| 2017 (H29) | 都市緑地法等の一部を改正する法律の改正 ・様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用 | |

(3) 都市計画区域外のエリア

わが国は人口減少・超少子高齢社会の到来をはじめとする社会潮流の中で経済社会構造の急激な変化への対応が求められています。田辺市においても人口減少時代が到来しており、田辺地域以外の龍神、中辺路、大塔及び本宮の各地域の人口減少が顕著で、将来において暮らしを維持していくことが危ぶまれています。

そのため、これら都市計画区域外のエリアについては、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶなど、安心して暮らし続けられる生活圏形成の実現を図ることが必要です。

